

# 特定非営利活動法人 24時間みまもり社会を創る会・笑顔 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 24時間みまもり社会を創る会・笑顔 という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、日本国内に居住する高齢者、障がい者、子ども並びに生活弱者、また介護に携わる方など、支援を必要とする人々に対して、困りごと相談や日常生活でのサービスを通じて、健やかに安心して暮らせる地域コミュニティネットワークをつくること、障害のある人たちが地域の中での普通の暮らしの実現を目指して、雇用機会を確保し、生活の安定、人権の擁護に関する支援事業を行う。また、生活弱者の方が安心して生活ができる住居を提供するため、空き家・空き室等の有効活用及び相談・支援事業を行う。

そのことにより、誰もが安心して生活ができ、社会的活動を継続できる、安全な地域・環境づくりに寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業)

**第5条** この法人は、第3条の目的を達するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 24時間みまもり活動及び高齢者や障がい者、子どもを含む生活弱者の生活・介護・福祉に関する相談・支援事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障がい福祉サービス事業
- (3) 空き家・空き地・廃屋物件等の有効活用及び所有者と行政や業者とのマッチング・コンサルティング事業
- (4) 任意後見人、成年後見人、死後事務委任、少額短期保険に関する相談・支援事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

**第6条** この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 利用会員 この法人のサービスを受けることを目的とした個人
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

**第7条** 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

**第8条** 会員は、総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

**第9条** 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を専務理事、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 専務理事及び常務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務

を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

#### (任期)

**第16条** 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。
- 3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

**第17条** 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

**第18条** 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。その場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

#### (報酬など)

**第19条** 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

**第20条** この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

**第21条** この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

**第22条** 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

**第23条** 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 事業計画及び活動予算
- (6) 会費の額
- (7) 役員を選任または解任、職務及び報酬
- (8) その他運営に関する事項

(開催)

**第24条** 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は、電子メール、FAXをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

**第25条** 総会は第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しない場合は、請求した者が、臨時総会を招

集することができる。

- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メール、FAXをもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

**第26条** 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

#### (定数)

**第27条** 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

**第28条** 総会における議決事項は、第25条第4項の規定によってあらかじめ書面または電子メール、FAXにて通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電子メール、FAXにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

#### (表決権等)

**第29条** 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メール、FAXをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

#### (議事録)

**第30条** 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面または電子メール、FAX表決者又は表決委任者が有る場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその議会によって選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電子メール、FAXにより同意の意思表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

### (構成)

**第31条** 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

### (権能)

**第32条** 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

**第33条** 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メール、FAXをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

### (招集)

**第34条** 理事会は、理事長、もしくは理事が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した書面または電子メー

ル、FAXを持って少なくとも5日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

**第35条** 理事会の議長は、理事会に出席した理事の中から選任する。

**(議決)**

**第36条** 理事会に於ける議決事項は、第34条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(表決権)**

**第37条** 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知を受けた事項について書面または電子メール、FAXをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

**(議事録)**

**第38条** 理事会の議事については、次の各号に記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電子メール、FAX表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

## **第7章 資産及び会計**

**(資産の構成)**

**第39条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

#### (資産の区分)

**第40条** この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産の1種とする。

#### (資産の管理)

**第41条** この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (会計の原則)

**第42条** この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### (会計の区分)

**第43条** この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

#### (事業計画及び予算)

**第44条** この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

**第45条** 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる事ができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予備費の設定及び費用)

**第46条** 予算超過または予算外の費用に当てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を得なければならない。

#### (予算の追加及び更正)

**第47条** 予算議決後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算に追

加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

**第48条** この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (事業年度)

**第49条** この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

#### (臨機の措置)

**第50条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を得なければならない。

### 第8章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

**第51条** この法人が、定款を変更しようとするとき、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

#### (解散)

**第52条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続き開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

#### (残余財産の帰属)

**第53条** この法人が解散(前条第1項第4号及び第5号による解散を除く)したときに残存

する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定される特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

**第54条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

**第55条** この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

**第56条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	近藤	芳樹
理事	塚本	慎治
理事	細川	代志一
理事	近藤	昭久
理事	高見	剛
理事	竹本	卓哉
理事	羽階	奈津子
理事	石井	稔紀
理事	亘	直輝
監事	近藤	揚子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 28 年 11 月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年8月31日までとする。
- 6 この法人設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正会員

個人会員 6,000円(1年分)

団体会員 10,000円(1年分)

利用会員 2,000円(1年分)

賛助会員

個人会員 3,000円(1口)

団体会員 6,000円(1口)